入 札 説 明 書

調達物品名　平成２２年度インターネットシステム機器等賃貸借

平成２２年１０月

新潟市総務部ＩＴ推進課

この入札説明書は，政府調達に関する協定（平成７年条約第２３号），地方自治法（昭和２２年法律第６７号），地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。），地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号），新潟市契約規則（昭和５９年新潟市規則第２４号。以下「規則」という。），新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成１９年新潟市規則第８８号。以下「特例規則」という。），本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか，本市が発注する調達契約に関し，一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し，かつ，遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　競争入札に付する事項

(1)　調達物品名及び数量

平成２２年度インターネットシステム機器等賃貸借　一式

（案件番号　２２０５２ ）

(2)　調達物品の特質等

仕様書のとおり

(3)　履行場所

新潟市の指定する場所

(4)　契約期間

平成２３年３月１日から平成２７年２月２８日まで

(5)　入札方法

総価で入札に付する。なお，落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので，入札者は，消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，見積もった契約希望金額の１０５分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札に参加する者に必要な資格

(1)　本市の競争入札参加資格審査において審査を受け資格を有する者であること。

(2)　地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

(3)　新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(4)　「プライバシーマークの認定」又は「情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）の認定」を受けている者であること。

(5)　平成１８年４月以降に，本調達と同規模（５０００クライアント以上を処理）のファイアウォール，メール，ＤＮＳ，プロキシ等で構成されたシステムの機器等のリース（保守を含む）に係る契約を締結し，履行した実績を有すること

（複数年契約しているものにあっては，履行開始から１年以上経過しているものを含む)。
(6)　当該調達機器等に関し，要求仕様書に記載の要件等をすべて満たしていることを証明できる者であること。
(7)　当該調達機器等に関し，納品後，本市の要求に応じて，迅速な保守・点検・修理等の体制が整備されている者であること。

3　問い合わせ先等

郵便番号951－8550
新潟市中央区学校町通１番町602番地１
新潟市総務部ＩＴ推進課
電話　025－228－1000 内線32476 ＦＡＸ 025-227-1021
e-mail　it_promo@city.niigata.lg.jp

4 競争入札参加申請等

(1)　様式第１号「一般競争入札参加申請書」及び添付書類として，様式第２号「秘密保持誓約書」・様式第３号「受注実績書」・様式第４号「供給機器に関する保守等の体制調書」を，平成２２年１０月２２日１７時までに上記３の場所に持参または郵送にて申請すること。なお，持参する場合の受付時間は，市役所開庁日の８時３０分から１７時までとする。
　また，セキュリティ上の理由から公開していない仕様書等の一部については，秘密保持誓約書の提出を確認した後，上記３の場所で配布する。
(2)　仕様書に記載されている機器等以外の機器等で入札に参加する場合は，様式第５号「機能証明書（機器等明細一覧)」を別途作成し，必要な書類を添付のうえ提出すること。提出の期日及び場所については，上記(1)と同様とする。
(3)　仕様書に記載されている保守を行う者について，要件を確認するために必要な書類を別途作成し提出すること。提出の期日及び場所については，上記(1)と同様とする。
(4)　入札者は，提出された書類に関し説明を求められた場合は，それに応じなければならない。
(5)　入札参加資格の審査結果通知期限　平成２２年１１月２日

5　入札保証金

入札保証金は免除する。

6　入札及び開札

(1)　入札・開札日時及び場所
ア　日時　平成２２年１１月１２日　午前１０時

イ　場所　上記３の同所　第１分館１－４０２会議室

(2)　郵送による入札書等の受領期間及び提出先

ア　書留郵便に限る。なお，郵送により入札書等を提出した場合は，１回目の開札で落札者が決定しない場合，２回目以降の入札には参加できないこととする。

イ　受領期間　平成２２年１１月４日から平成２２年１１月１１日１７時まで

ウ　提 出 先　上記３の場所へ提出すること。

(3)　競争加入者又はその代理人は，別添の仕様書，契約書(案)及び規則を熟知の上，入札をしなければならない。仕様書について疑義がある場合は，様式第６号「質疑書」を平成２２年１０月１日から同年１０月２２日１７時までに上記３へ電子メールにより提出すること。

(4)　競争加入者又はその代理人は，本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人となることができない。

(5)　入札室には，競争加入者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし，入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は，付添人を認めることがある。

(6)　競争加入者又はその代理人は，入札開始時刻後においては入札室に入室することができない。

(7)　競争加入者又はその代理人は，入札室に入室しようとするときは，入札担当職員に一般競争入札参加資格確認結果通知書（写し可）並びに代理人をして入札させる場合においては，入札権限に関する委任状を提出すること。

(8)　競争加入者又はその代理人は，入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか，入札室を退室することはできない。

(9)　競争加入者又はその代理人は，様式第７号「入札書」及び様式第８号「委任状」を使用すること。

(10)　競争加入者又はその代理人は，次の各号に掲げる事項を記載した様式第７号「入札書」を提出しなければならない。

ア　競争加入者の住所，会社（商店）名，入札者氏名及び押印（外国人にあっては，署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）

イ　代理人が入札する場合は，競争加入者の住所，会社（商店）名，受任者氏名（代理人の氏名）及び押印

ウ　入札金額

エ　履行期限，履行場所

オ　品名及び数量

カ　品質・規格

「仕様書のとおり」という記載でも構わない。

(11)　入札書等及び入札に係る文書に使用する言語は，日本語に限る。また，入札金額は，日本国通貨による表示とすること。

(12)　入札書等は封書に入れ，かつ，その封皮に入札の日付，品名，競争加入者の

氏名（法人にあっては，その名称又は商号）を記載し，入札公告に示した日時に入札すること。なお，郵便（書留郵便に限る。）により入札する場合については，二重封筒とし外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きする。上記で示した入札書等ほか，一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封すること。加入電信，電報，電話その他の方法による入札は認めない。

(13) 入札書等及び委任状は，ペン又はボールペン（鉛筆は不可）を使用すること。

(14) 競争加入者又はその代理人は，入札書等の記載事項を訂正する場合は，当該訂正部分について押印しておくこと。

(15) 第三者賃貸方式による契約を希望する場合は，入札書等の適用欄に落札した場合第三者賃貸方式となる旨及び指定する賃貸会社の名称等を記入すること。

(16) 競争加入者又はその代理人は，その提出した入札書等の引換え，変更，取消しをすることができない。

(17) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき，又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは，入札を中止し，又は入札期日を延期することがある。

(18) 談合情報等により，公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは，抽選により入札者を決定するなどの場合がある。

(19) 開札は，競争加入者又はその代理人が出席して行う。この場合において，競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは，当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(20) 開札した場合においては，競争加入者又はその代理人の入札のうち，予定価格の制限に達した価格の入札がないときは，直ちに再度の入札を行う。競争加入者又は代理人が開札に立ち会わない場合は，再入札に参加する意思がないものとみなす。また，下記７の各号に該当する無効入札をした者は，再入札に加わることができない。

(21) 再入札は１回とし，落札者のない場合は地方自治法施行令第１６７条の２第１項第８号の規程により最終入札において有効な入札を行った者のうち，最低金額を記載した競争加入者と随意契約の交渉を行うことがある。

7 入札の無効

次の各号に該当する入札は，これを無効とする。

(1)　入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札

(2)　入札書等の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札

(3)　入札者が２以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札

(4)　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する不正の行為によった入札

(5)　公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
(6)　再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札
(7)　入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札
(8)　その他入札に関する条件に違反した入札
(9)　上記(4)，(5)に該当する入札は，その入札の全部を無効とすることがある。

８ 落札者の決定

(1)　有効な入札書等を提示した者であって，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
(2)　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは，直ちに，当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において，当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは，当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ，落札を決定する。
(3)　落札者を決定した場合において，落札者とされなかった入札者から請求があったときは，速やかに落札者を決定したこと，落札者の氏名及び住所，落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては，無効とされた理由）を，当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

９ 契約の停止等

本調達物品の契約に関し，政府調達に関する苦情処理の手続に基づく苦情申立があったときは，契約を停止し，又は解除することがある。

１０ 契約保証金

新潟市契約規則第３３条により，契約額の１００分の１０以上の金額とし，現金若しくは銀行が振り出し，若しくは支払い保証した小切手又は無記名の国債若しくは地方債をもって充てる。ただし，同規則第３４条の各号のいずれかに該当する場合は，契約保証金を免除する。

１１ 契約書の作成

(1)　契約書を作成する場合においては，落札者は，交付された契約書に記名押印し，落札決定の日から１０日以内の間に当該契約を締結すること。ただし，特別の事情があると認めるときは，契約の締結を延長することができる。
(2)　契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。
(3)　落札者は，落札金額に対応する項目（機器等）ごとの内訳明細書を作成すること。

１２ 支払いの条件

納入物品等の代金は，当市の検査に合格した後，適正な請求書に基づいて支払う。

１３ 契約条項

別添「契約書（案）」による。

１４ 競争入札参加資格審査申請

本調達物品の公告時に，新潟市の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者で本調達物品の入札に参加を希望する者は，政府調達（ＷＴＯ）契約に係る物品入札参加資格審査申請書を平成２２年１０月２２日までに下記へ提出すること。なお，申請書類は新潟市財務部契約課ホームページから取得することができるほか，新潟市財務部契約課で交付する。

郵便番号951－8550
新潟市中央区学校町通１番町602番地１
新潟市財務部契約課物品契約係
電話025－228－1000 内線32213・32214
http://www.city.niigata.jp/info/keiyaku/

様式第１号

一般競争入札参加申請書

平成　　年　　月　　日

（あて先）新潟市長

（申請者）所　　在　　地
称号又は名称
代 表 者 氏 名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

下記の案件に係る一般競争入札に参加したいので，入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

記

項　　　目		摘　　　要
入 札 公 告 年 月 日		平成２２年１０月１日
案　件　番　号		第２２０５２号
調 達 物 品 名		平成２２年度インターネットシステム機器等 賃貸借　一式
競争入札参加資格者 名 簿 へ の 登 録		□済　　　□申請中 業 者 コ ー ド：
添　付　書　類		・秘密保持誓約書（様式第２号） ・受注実績書（様式第３号） ・供給機器に関する保守等の体制調書（様式第４号）
連絡先	担 当 者	
	電　　話	
	ＦＡＸ	
	e-mail	

※　仕様書に記載されている機器等以外の機器等で入札に参加する場合は，様式第５号「機能証明書（機器等明細一覧）」を別途作成し提出してください。

様式第２号

秘密保持誓約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）は，「平成２２年度インターネットシステム機器等賃貸借に関する業者選定（以下「本件」という。）」の秘密保持に関し新潟市（以下「甲」という。）に対し次のとおり誓約します。

（目的）
第１条　本秘密保持誓約は，甲が本件において開示した情報の秘密保持について誓約するものです。
（秘密情報）
第２条　本誓約において，秘密情報とは甲から乙に対して明確に秘密と指定されて開示される本件の仕様書等の情報で，公には入手できない情報とします。
（適用除外）
第３条　前条にかかわらず，本誓約に関して次の各号に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。
(1)　公知の情報
(2)　甲から乙が開示を受けた後，乙の責によらないで公知となった情報
(3)　開示について甲の書面により事前の許可がある場合
（秘密保持）
第４条　乙は，甲から開示された秘密情報を甲の事前の書面による許可がない限り，秘密情報を第三者に対して開示または漏洩しません。
（目的外使用の禁止）
第５条　乙は，秘密情報を本件のために必要な限りにおいて利用できるものとし，事前に甲の書面による許可を得ない限りは，本件以外の目的には一切使用又は利用しません。
（損害賠償）
第６条　乙が本誓約に違反して秘密情報を外部に漏洩したり，外部に持ち出したりしたことで甲が損害を被った場合には，甲は乙に対して損害賠償を請求し，かつ，甲が適当と考える必要な措置を採ってもかまいません。
（情報の返還）
第７条　乙は，本件終了後には甲から開示・提供を受けた秘密情報を甲に返却し，また甲の事前の承認を得て作成した複製物を廃棄します。
（協議事項）
第８条　本誓約に定めのない事項に関しては，別途甲と協議の上，円満に解決を図ります。

誓約日　平成　　年　　月　　日

（乙）所　在　地
称号又は名称
代 表 者 氏 名　　　　　　　　　　㊞

様式第３号

受注実績書

平成　　年　　月　　日

（あて先）新潟市長

（申請者）所　　在　　地
称号又は名称
代 表 者 氏 名　　　　　　　　　　㊞

種別	発注者	件名および業務内容	契約金額 （千円）	履行期間	規模 （クライアント数）
□設計・構築 □運用・保守 □機器リース	□民間 □省庁・自治体等 (名称：　　　　　　　　)				
□設計・構築 □運用・保守 □機器リース	□民間 □省庁・自治体等 (名称：　　　　　　　　)				
□設計・構築 □運用・保守 □機器リース	□民間 □省庁・自治体等 (名称：　　　　　　　　)				
□設計・構築 □運用・保守 □機器リース	□民間 □省庁・自治体等 (名称：　　　　　　　　)				
□設計・構築 □運用・保守 □機器リース	□民間 □省庁・自治体等 (名称：　　　　　　　　)				

※　複数枚になる場合は，右にページ番号を付してください。（__ページ／全__ページ）

（注意事項）
1　本件に関する種別の調達について，公共・民間の区別なく実績を記載してください。
2　発注者名の記載が困難な場合は「Ａ省」「Ｂ県」「Ｃ市」としてください。なお，政令市・中核市・特別区については，「政令市Ｄ」のように記載してください。
3　件名の記載が困難な場合は，実施業務等の概要のみ記載することとしてください。
4　虚偽の記載があった場合は，新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に基づき，一定期間指名停止となることがあります。
5　複数枚になる場合，２枚目以降の日付・あて先・申請者欄は省略して差し支えありません。
6　当該内容については，企業秘密等が含まれ公開することで企業に不利益を与えるおそれがあることから，原則として公開しません。
7　平成１８年４月以降に，本調達と同規模（５０００クライアント以上を処理）のファイアウォール，メール，ＤＮＳ，プロキシ等で構成されたシステムの機器等のリース（保守を含む）に係る契約を締結し，履行した実績のみを記載すること（複数年契約しているものにあっては，履行開始から１年以上経過しているものを含む）。

様式第４号

供給機器に関する保守等の体制調書

１　供給機器に関する保守・点検・修理等の体制について，該当する番号に○印で囲むこと。

(1)　供給機器については，新潟市総務部ＩＴ推進課から故障等の連絡があった場合，迅速に対応をとることが可能です。

(2)　供給機器については，新潟市総務部ＩＴ推進課から故障等の連絡があった場合，迅速に対応をとることができません。

※　「迅速に対応」とは，新潟市から故障等の連絡を受けてから，開庁時においては１時間以内に，閉庁時においては翌日の９時までに機器等設置場所に技術者が到着できることをいう。

２　保守・点検・修理等の体制について

項　　目	体　　　　制	備　考
技術支援業者名称		法人名を記入
住　　　所		所在地を記入
当社との関係		直営・協力
技術スタッフ数	人	スタッフ数を記入
常時対応可能なスタッフ数	人	スタッフ数を記入
作業着手までの所用時間	時間	時間を記入
緊急時の技術員派遣体制		有　・　無

３　対応スタッフの取得資格等について

資格等の名称	取得人数
	人
	人
	人
	人
	人

※　「取得資格等」とは，供給機器のハードウェア及びソフトウェアメーカー認定資格や経済産業省 情報処理技術者資格等をいう。

４　プライバシーマークの認定または情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証取得について，該当する番号を○印で囲むこと。

(1)　プライバシーマークの認定または情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証取得をしています。

認証登録番号：

(2)　プライバシーマークの認定または情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証取得をしていません。

平成　　年　　月　　日

所　在　地
称号又は名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

様式第５号

機能証明書（機器等明細一覧）

平成　　年　　月　　日

（あて先）新潟市長

（申請者）所　　在　　地
称号又は名称
代 表 者 氏 名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

「平成２２年度インターネットシステム機器等賃貸借　一式」の入札に関し，調達仕様書に記載されている仕様を満たす機器等であることを証明するため，以下のとおり機能証明書を提出します。

仕様対応番号	品名	仕様	製造元	数量	仕様書との適合

※　複数枚になる場合は，右にページ番号を付してください。（__ページ／全__ページ）

注１　仕様欄には，選定機器等の仕様を具体的に明示し，適合欄に新潟市の仕様との差異についてコメントを記述すること。
注２　オプション機器等を追加している場合は，当該機器等を該当欄に記載すること。
注３　提案機器等の仕様，諸元を裏付ける書面（カタログ，メーカー発行の証明書，技術資料等）を添付すること。
注４　虚偽の記載があった場合は，新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に基づき，一定期間指名停止となることがあります。
注５　複数枚になる場合，２枚目以降の日付・あて先・申請者欄は省略して差し支えありません。
注６　当該内容については，企業秘密等が含まれ公開することで企業に不利益を与えるおそれがあることから，原則として公開しません。

様式第６号

質　　疑　　書

平成　　年　　月　　日

所　在　地
称号又は名称
代表者氏名

（基本事項）

項　　目		摘　　要
入札公告年月日		平成２２年１０月１日
案　件　番　号		第２２０５２号
調　達　物　品　名		平成２２年度インターネットシステム機器等 賃貸借　一式
連絡先	担 当 者	
	電　　話	
	ＦＡＸ	
	e-mail	

（質疑事項）

仕　様　書 （該当ページ，項番等）	内　　容

※　複数枚になる場合は，右にページ番号を付してください。（__ページ／全__ページ）

注１　回答は本質疑書の提出後，様式第１号に記載された全参加者のあて先にメールにて返信します。
注２　本質疑書は，仕様書等に対して質問がある場合（入札に必要な事項に限る）にのみ提出してください。
注３　提出期限を過ぎた場合は受理しません。
注４　複数枚になる場合，２枚目以降の日付・申請者欄は省略して差し支えありません。

様式第７号

入　　札　　書

平成　　年　　月　　日

（あて先）新潟市長

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　㊞

受 任 者　　　　　　　　　　　　　㊞

新潟市契約規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札いたします。

入　札　金　額			百			千			円	
入 札 保 証 金			百			千			円	免除
履　行　期　限	平成２３年3月１日から平成２７年２月２８日まで									
履　行　場　所	新潟市の指定する場所									

品　　名	品質・規格	数量	単価（円）	金額（円）
平成２２年度インターネットシステム機器等賃貸借	仕様書のとおり	４８月		

特　約　条　項	
摘　　　要	

様式第７号

［記載例］

入　　　札　　　書

平成　　年　　月　　日

（あて先）新潟市長

住　　所　○○県○○市○○区○○町
○丁目○番○号
氏　　名　△△株式会社
代表取締役　△△　△△　㊞
受 任 者　□□　□□　㊞

委任を受けて入札する場合には,
受任者名を記入し，押印してください

新潟市契約規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札いたします。

総額（税抜き）を記入してください。
（下記の「金額（円）」と同額）

入　札　金　額	¥	○	○	○（百）	○	○	○（千）	○	○	○（円）	
入 札 保 証 金				（百）			（千）			（円）	免除

履　行　期　限	平成２３年３月１日から平成２７年２月２８日まで			
履　行　場　所	新潟市の指定する場所			
品　　名	品質・規格	数量	単価（円）	金額（円）
平成２２年度インターネットシステム機器等賃貸借	仕様書のとおり	４８月	0,000,000	000,000,000
特　約　条　項				
摘　　　要				

月額（税抜き）を記入してください。

様式第８号

委　　　任　　　状

平成　　年　　月　　日

（あて先）新潟市長

私は次の者をもって，下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者　　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

受任者　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

記

件　名　：　平成２２年度インターネットシステム機器等賃貸借　一式

様式第８号

［記載例］

委　　　任　　　状

平成　　年　　月　　日

（あて先）新潟市長

私は次の者をもって，下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者　　住　所　　○○県○○市○○区○○町
○丁目○番○号
氏　名　　△△株式会社
代表取締役　△△　△△　　㊞

受任者　　氏　名　　□□　□□　　　　　　　㊞

記

件　名　：　平成２２年度インターネットシステム機器等賃貸借　一式

平成２２年度インターネットシステム機器等賃貸借

調達機器等仕様書

平成２２年１０月

新潟市総務部ＩＴ推進課

本仕様書は，平成２２年度の新潟市インターネットシステム整備にあたり必要となる機器・ソフトウェア等の賃貸借に関して必要な事項を定める。

１　件名

平成２２年度インターネットシステム機器等賃貸借 一式

２　賃貸借期間

平成２３年３月１日から平成２７年２月２８日まで（４８か月間）

３　支払いについて

契約形態は，月額賃貸借金額（以下「月額金額」という。）を定めての長期継続契約とする。また，契約締結から賃貸借契約期間の開始までは，当該機器等の搬入，設置，調整，動作テスト等を含めた準備期間とし，支払いについては平成２３年３月実績分から発生するものとする。

４　調達機器の仕様及び数量

(1)　本賃貸借に係る機器・ソフトウェア等の仕様及び数量に関する詳細仕様については，「入札公告」３(2)及び「入札説明書」４(1)に記載したとおり，一般競争入札参加申請の際，秘密保持誓約書の提出を行った者に配布する別紙「納入機器・ソフトウェア等仕様一覧」を参照すること。

(2)　**調達機器等は，本システムにおける各サービスの動作及び連携等，また本システム以外の関連するネットワークやシステムとの動作及び連携等を保証するものであることとし，別紙「納入機器・ソフトウェア等仕様一覧」の製品又はこれと同等以上のものとする。**

ただし，クライアントにインストールを必要とするソフトウェアにおいて，別紙「納入機器・ソフトウェア等仕様一覧」に掲載されている製品以外の製品を納入する場合は，新潟市が指定する期日までに関連する端末又はサーバへのインストールや設定・検証等の必要な作業を，受注者の負担により責任をもって実施すること。また，その他，動作保証に要する経費は受注者の負担とする。

(3)　納入機器等についてはいずれも製品発表されたものであり，かつ未使用なものであること。また，機器等のうち①ファイアウォール，②Ｌ３スイッチ，③Ｌ２スイッチについては，最新のファームウェアがインストールされかつ，動作確認された状態で納入するものとする。

5　納品日時

平成２２年１２月１日以降で新潟市が指定する日時とする。

6　納品場所及び方法等

(1)　新潟市内における新潟市の指定する場所に納入するものとする。なお，該当機器の設定及び据付調整は本賃貸借には含まないものとする。

(2)　納入作業にあたっては，新潟市庁舎管理規則及び設置場所の管理者が別に定める管理規則等を遵守すること。

(3)　搬入，設置の際に発生する梱包材を回収し，適切に処分すること。

(4)　本システムの納入については，新潟市及び更新等業務に関連する他の受託者と必要に応じて協議を行い，相互の連携と協調を図り，円滑な納入作業を実施すること。また，協議を行った内容は議事録に取りまとめ，新潟市あてに書面で提出すること。

7 納入機器等の瑕疵等について

本賃貸借に係る機器等の瑕疵担保期間は，賃貸借開始の日から１年間とし，同期間内に故障した機器等は無償で交換すること。

また，受注者が納入した調達機器等の不具合等により，既存の設定に変更等が生じる場合においては，受注者が当該変更等に要する費用を負担すること。

8 保守条件

(1)　保守開始日は，機器納入日からとする。

(2)　保守の日時は，新潟市の開庁日（日曜日，土曜日，国民の祝日に関する法律「昭和２３年法律第１７８号」に規定する休日及び１２月２９日から翌年の１月３日までの日は除く。）の８時３０分から１７時３０分までの間とする。ただし，新潟市が緊急な対応が必要な障害又は重大な障害が発生したと判断した場合は，この限りではない。

(3)　本賃貸借機器等の保守業務にあたっては，新潟市及び新潟市が別途調達する運用支援・保守管理業務委託の受託者（以下「運用業務受託者」という。）との連携が必要不可欠となるので，受注者又は保守業務を担当する者は一次窓口及び体制等（日本語にて対応可能な窓口連絡先及び担当者）を確保し当該保守業務に対応すること。また，必要に応じて関係者と協議を行い，相互の連携と協調を図り，円滑な保守作業を実施すること。また，協議を行った内容は議事録に取りまとめ，新潟市あてに書面で提出すること。

(4)　受注者は，以下のとおり新潟市及び運用業務受託者との基本的な役割分担を行い，保守業務に関する作業を実施すること。

作業内容	受注者	新潟市及び 運用業務受託者
ア　機器等ハードウェアの障害発生時，該当機器の部品交換等復旧作業を行うこと。	・問題事象の確認 ・現地での部品交換，代替機の設置，起動確認 ※事象によっては，ハードウェア障害，ソフトウェア障害の切り分けが明確にできていない状況での対応もありうる。	・問題製品の切り分け，特定 ・問題解消後，サービス再開に必要となる作業（設定情報のリストア等）
イ　ソフトウェアの障害発生時，その障害発生原因を調査し，調査結果の報告及び，今後の対応方法について提示を行うこと。	・調査に必要な資料の提示 ・採取された資料の調査 ・原因及び対応方法の提示	・問題製品の切り分け，特定 ・調査に必要となる資料採取 ・対策の実施
ウ　ハードウェアのファームウェア及びソフトウェアの新バージョン等がリリースされた場合には，その最新情報をアナウンスすること。	・メール等で新バージョン等のリリースをアナウンス	―
エ　上記以外，機器等ハードウェア及びソフトウェアを運用していく上で必要となる技術サポート（Q／A対応等）を行うこと。	･受け付けた質問への調査，回答	・メール等により要求する質問の送信等
オ　その他	・新潟市及び運用業務受託者と協議	・受注者と協議

(5)　本賃貸借に係る機器の瑕疵担保期間は，賃貸借開始の日から１年間とし，同期間内の故障機器は無償で交換すること。また，ソフトウェアの不具合等により，導入時の設定に変更等が生じる場合においては受注者が当該変更等に要する費用を負担すること。

(6)　機器保守については，以下の条件により「交換部品代を含むオンサイトサポート」とする。

ア　別紙「納入機器・ソフトウェア等仕様一覧」に掲げるハードウェア機器本体もしくは部品等に故障が発生した場合は，原則として担当者は，電話受付から２営業日以内に本市が指定する場所へ出向き，代替機の設置または故障部品等の交換，引取りを行うこと。

(7)　代替機は，納品時と同一機種，同一ファームウェアがインストールした状態であること。また,賃貸借期間中にファームウェアに不具合があった場合は，対応ファームウェアを無償で提供すること。

(8)　新潟市が故障原因の調査が必要と判断した場合は，機器のログ情報等を基に調査を行い，書面により調査結果を報告すること。

(9)　調達機器等の調整又は消耗品的部品の交換を行うなどの所要の保守を，新潟市の指示により実施すること。

(10) 調達機器等が故障，機能停止等の異常が発生した場合には，新潟市からの指示に基づき直ちに担当者を当該機器等の設置場所に派遣し，復旧すること。また，故障修理時に必要と認めた場合には，調達機器等の点検と調整を併せて実施するものとする。

なお，上記(2)に記載の保守の期間時間内に発生した故障等については，新潟市の指示から１時間以内に担当者を当該機器等の設置場所に派遣するものとし,上記(2)に記載の保守の期間時間外に発生した故障等については，連絡した日の翌日９時までに担当者を当該機器等の設置場所に派遣するものとする。

(11) 上記(10)の作業終了後は，速やかに書面による作業結果報告書を作成し，その都度新潟市に提出すること。

(12) 上記(10)の作業でハードディスクの交換を行った場合，交換したハードディスクの内容が読み取られないよう，交換後速やかにデータの消去を行うこと。また，報告書を上記(11)の作業結果報告書とは別に作成し，新潟市に提出すること。

(13) 受注者は，保守業務については，製造元に委託して行うものとする。また，実施に要した費用については，受注者の負担とする。ただし，新潟市の申出により，通常の保守の範囲を超えて行った保守及び新潟市の故意又は過失により生じた調整，修理又は部品の交換に要した費用については，新潟市の負担とする。

(14) 受注者が，故障修理時又は点検，調整時に調達機器等の部品を交換した場合には，取り外した部品の所有権は，受注者に帰属するものとする。

(15) 障害対応，保守点検等の作業を行う場合，部品等の梱包及び運搬費用を負担すること。

(16) 保守業務で生ずる梱包等の廃棄物は，責任を持って処分すること。

(17) 障害発生時の連絡先，保守及びサポート体制を明記した保守体制図を賃貸借期間開始までに新潟市へ提出すること。

(18) その他

受注者は，以下の条件を満たす者に機器等の保守を行わせること。

ア　調達機器等に関し，納品後，本市の求めに応じて，迅速な保守・点検・修理等の体制が整備されていること。

イ　保守業務は性質上，本市の業務に関する情報が記録されている機器を取り扱い，その情報を知り得るため，情報を適切に管理し機密を保持するための包括的な取り組みを行っている業者を選択することが肝要であることから，保守業務を担当する業者は「プライバシーマークの認定」又は「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度における認定」を取得していること。

９　調達機器等の管理等

(1)　新潟市は，あらかじめ受注者が確認した調達機器等の設置場所の動作環境，条件を保持するとともに，善良な管理者の注意をもって機器等を管理するものとする。

(2)　新潟市の故意又は重大な過失により調達機器等に損傷が生じた時は，受注者は新潟市に対して損害の賠償を請求することができる。

１０　セキュリティの保全

受注者は，本業務の履行にあたり「新潟市情報セキュリティ基本方針」，「新潟市情報セキュリティ対策基準」とともに次の事項を遵守し，新潟市の指示に従いセキュリティの保全に努めるものとする。特に，個人情報の保護に留意し，「新潟市個人情報保護条例」，「新潟市電子計算機処理管理運営規程」等，新潟市が定める規則，規定，その他関係法令等を遵守すること。

また，本業務を履行する者，その他の者にその義務を遵守させるために必要な措置を講じ，その旨を書面により報告しなければならない。なお，違反した場合は，「新潟市個人情報保護条例」の罰則規定が適用される。

(1)　本業務の履行にあたり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また，この契約が終了した後も同様とする。

(2)　本業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。ただし，あらかじめ新潟市の書面による承諾を得た場合は，この限りではない。

(3)　本業務の内容を他の用途に使用してはならない。また，あらかじめ新潟市が書面により承諾した内容を除いて，この契約により知り得た内容を第三者に提供してはならない。なお，この契約が終了した後も同様とする。

(4)　成果物の納入前に事故が発生した時は，その事故発生の理由に関わらず，直ちにその状況，処理対策等を新潟市に報告し，応急措置を加えた後，書面により新潟市に詳細な報告並びにその後の方針案を提出すること。

(5)　成果物，記録媒体等の全てについて，第三者の著作権，特許権その他の権利を侵してはならない。

１１　その他の留意事項

(1)　機器等の納品作業等の実施にあたっては，事前にその内容，手順，搬入ルート及び日時等について新潟市及び新潟市の指定する更新業務等受託業者と協議し意思疎通を図るとともに，その指示に基づき作業を実施すること。

(2)　機器等の納品実施にあたっての担当責任者及び現場作業員等を明確にし，その組織・連絡体制について新潟市に報告すること。

(3)　賃貸借終了後（再度賃貸借した場合はその期間終了後）の機器は設定情報等を削除したのち撤去する。なお，機器の設定情報等削除に係る費用，撤去費用及び運搬費用は本賃貸借に含めないものとする。

(4)　物品には，動産総合保険を付すること。この保険料は受注者の負担とする。

(5)　予定賃貸借期間満了後，新潟市の求めに応じて物品を再リースすること。

(6)　別紙「納入機器・ソフトウェア等仕様一覧」に掲載されている製品以外の製品で入札に参加する場合は，様式第５号「機能証明書（機器等明細一覧）」を別途作成し，必要な書類を添付のうえ提出すること。

(7)　受注者が供給するハードウェア及びソフトウェアは，別紙「納入機器・ソフトウェア等仕様一覧」に掲載されている製品又は同等以上のものであり，入札時において製品発表されているものであること。また，当該ハードウェア及びソフトウェアは最新の製品または同等のものであり，かつ未使用のものであること。中古または中古部品を使用したものは，一切認めない。なお，当該ハードウェア及びソフトウェアについては，取扱説明書，マニュアル類等を納入の際に添付できるものであること。

(8)　この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合，その他特に必要がある場合は，新潟市と事前に協議し解決すること。この場合，当該の協議に係る議事録を作成し確認を受けること。

インターネットシステム機器等賃貸借契約書（２者保守込み契約案）

新潟市（以下「甲」という。）と○○○○株式会社（以下「乙」という。）とは，インターネットシステム機器等の賃貸借について，次の条項により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）
第１条　甲は，次に掲げるインターネットシステム機器等（以下「機器等」という。）を乙から賃借し，乙は，これを賃貸する。
(1)　機器等の名称及び数量　別表１に掲げる機器等一式
(2)　機器等の据付場所　甲の指定する場所

（賃貸借の期間）
第２条　機器等の賃貸借期間は，平成２３年３月１日から平成２７年２月２８日までとする。

（賃貸借料）
第３条　機器等の賃貸借料の契約総額は，金○○○,○○○,○○○円（うち消費税及び地方消費税○,○○○,○○○円）とする。なお，月額は別表２に定める。

（機器等の維持管理及び保守等）
第４条　乙は，機器等が正常に稼動するよう，別表３で定める保守を行う。なお，保守の対象機器等は別表１のとおりとする。
２　甲は，機器等の据付場所について温度，湿度その他必要な環境を保持するとともに善良な管理者の注意をもって機器等を維持管理しなければならない。

（機器等の改造及び移設等）
第５条　甲は，次の各号に掲げる事項については，あらかじめ書面により乙の同意を得るものとし，甲の費用負担で乙が行うものとする。
(1)　機器等を改造する場合
(2)　機器等を移転する場合
(3)　機器等に他の機械器具を取り付ける場合

（所有機器の表示）
第６条　乙は，機器等に自らの所有に属する旨の表示をするものとする。

（契約保証金）
第７条　新潟市契約規則第３４条により契約保証金は免除する。

（譲渡又は転貸の禁止）
第８条　甲は，機器等を第三者に譲渡し，又は転貸してはならない。

（権利の譲渡の禁止）
第９条　乙は，本契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし，あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りではない。
２　乙は，前項ただし書に基づき甲に承諾を求める場合は，譲渡の理由，譲渡の内容，そこに含まれる情報，譲渡先等を文書で提出しなければならない。

（再委託の禁止）
第１０条 乙は，本業務の一部又は全部の実施を第三者（以下「再受託者」という。）に再委託してはならない。ただし，あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りではない。
２　乙は，前項ただし書により甲に承諾を求める場合は，再委託先，再委託の内容，再委託の理由，そこに含まれる情報，その他再委託先に対する管理方法等を文書で提出しなければならない。
３　乙は，第１項ただし書により再委託する場合には，再受託者の当該事務に関する行為について，甲に対してすべての責任を負うものとする。
４　乙は，第１項ただし書により再委託する場合には，再受託者に対し，本契約で定めた事項を遵守させ，秘密保持誓約書を提出させなければならない。
５　乙は，前項により再受託者から提出された秘密保持誓約書を新潟市長に提出しなければならない。
（事故等の報告）
第１１条　乙が本業務の実施に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは，その事故発生の帰責の如何に関わらず，乙は，直ちにその旨を甲に報告し，速やかに応急措置を加えた後，遅滞なく書面により詳細な報告並びに今後の方針案を提出しなければならない。
（甲の検査監督権）
第１２条　甲は，必要があると認める場合は，乙の作業現場の実地調査を含めた乙の作業に対する検査監督及び作業の実施に係る指示を行うことができる。
２　乙は，甲から進捗状況の提出要求，作業内容の検査実施要求，作業の実施に係る指示があった場合は，それらの要求及び指示に従わなければならない。ただし，甲は乙の個々の担当者に対する作業，スケジュール等の指示は行わない。
（情報セキュリティポリシーの内容の遵守）
第１３条　乙は，本業務を遂行するにあたり，新潟市情報セキュリティポリシーの内容を遵守するとともに，別記「情報セキュリティに関する要求事項」を遵守しなければならない。
（個人情報の保護）
第１４条　乙は，本業務を遂行するにあたり，個人情報の取扱については，別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
（秘密の保持）
第１５条　乙は，本業務の実施上知り得た情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし，次の各号の一に該当する場合はこの限りではない。本契約の終了後も同様とする。
(1)　開示を受けた際に，既に所有していたもの。
(2)　開示を受けた際に，既に公知であったもの。
(3)　開示を受けた後に，乙の責によらずに公知となったもの。

(4)　正当な権限を有する第三者から守秘義務を伴わずに適法に取得したもの。
(5)　開示を受けた情報によらずに乙が独自に開発したもの。
(6)　法令又は裁判所若しくは行政機関からの命令により開示することを義務付けられたもの。

２　乙は，本業務を実施する乙の従業員，その他の者と前項の義務を遵守させるための秘密保持契約を締結するなど必要な処置を講ずるものとする。

（情報の目的外使用の禁止）

第１６条　乙は，前条第１項の規定による本業務の実施上知り得た情報を，甲の事前の承諾なしに本業務の目的外に使用し，又は，第三者へ提供してはならない。

（履行届出書の提出）

第１７条　乙は，本業務を完了したときは，速やかに本業務の成果に関する報告書（以下「履行届出書」という。）を甲に提出しなければならない。

（検査）

第１８条　甲は履行届出書を受理した日から，１０日以内に本業務の成果について，検査を行うものとする。また，検査の結果は，速やかに乙に通知するものとする。

２　乙は，本業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは，甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては前条及び前項の定めを準用する。

３　第１項（前項後段において準用する場合を含む）の検査（以下「検査」という。），及び前項の補正に要する費用は，すべて乙の負担とする。

（賃貸借料の請求及び支払い）

第１９条　乙は，毎月１０日までに前月分の賃貸料の支払請求書を甲に提出するものとする。

２　甲は，前項の定めにより乙の提出する適正な支払請求書を受理したときは，その日から３０日以内に賃借料を乙に支払うものとする。

（瑕疵担保責任）

第２０条　契約目的物に瑕疵があるときは，甲は，乙に対して相当の期限を定めてその瑕疵の補正を請求し，又は補正に代え若しくは補正とともに損害賠償を請求することができる。

２　前項の規定による瑕疵の補正又は損害賠償の請求は，引渡しを受けた日から１年以内に，これを行わなければならない。

（予算の減額又は削除に伴う解除等）

第２１条　本契約は，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定による長期継続契約であるため，本契約締結日の属する年度の翌年度以降において，歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合，甲は，本契約を変更又は解除することができる。

２　甲は，前項の場合には，本契約を変更又は解除しようとする２ヶ月前までに，乙に通知しなければならない。

３　第１項の定めにより本契約の変更又は解除しようとする場合における必要な事項については，甲乙協議の上決定する。

（契約解除）

第２２条　甲は，前条の定めによらず，乙に次の各号に掲げる事由の一が生じたときには，何らの催告なく直ちに本契約を解除することができる。

(1)　重大な過失若しくは背信行為があったとき。

(2)　支払いの停止があったとき，又は，仮差押，差押，競売，破産手続き開始，民事再生手続き開始，会社更生手続き開始，若しくは特別清算開始の申し立てを受けたとき。

(3)　手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(4)　公租公課の滞納処分を受けたとき。

２　甲又は乙は，相手方の債務不履行が催告後１か月を過ぎても是正されないときは，本契約を解除することができる。

３　乙は，前２項の定めによる本契約の解除により損害を受けた場合においても，甲に対してその損害を請求できないものとする。

（機器の引取り等）

第２３条　乙は，本契約が賃貸借期間の満了による終了，前２条の定めにより本契約が変更又は解除されるなどした場合には，機器等を速やかに引き取るものとする。

２　甲は，前項の引き取りに際しては，機器等に取り付けた他の機械器具を取り外す等，機器等を原状に回復するものとする。

（損害賠償）

第２４条　甲は，乙の本業務の結果に関し，乙に対し乙の責に帰すべき事由により直接の結果として現実に被った通常の損害（補正しないことによる損害を含む）に限り，損害賠償請求をすることができる。

２　前項の損害賠償請求は，検査合格の日から５年以内に，又は検査に合格していない場合は本契約を締結した日から５年以内に行わなければ，甲は請求権を行使することができない。

（費用の負担）

第２５条　本契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

（合意管轄裁判所）

第２６条　本契約に係る訴訟は，甲の本庁所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第２７条　本契約について疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項については，甲乙協議の上決定する。

本契約を証するため本書２通を作成し，甲乙記名押印のうえ双方１通を保有する。

平成○○年○○月○○日

甲　新潟市中央区学校町通１番町６０２番地１
　　新 潟 市
　　代表者 新潟市長 篠 田 昭

乙　○○○○○○○○○○○○
　　○○○○株式会社
　　代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

別表１（第１条，第４条）

（省略）

別表２（第３条）

月額は，金○，○○○，○○○円（うち消費税及び地方消費税○○○，○○○円）とする。ただし，当該金額に４８を乗じた金額と契約総額との差額については，最終実績月の平成２７年２月分で調整することとする。なお，契約総額の内訳については以下のとおりとする。

期　　　　　間	賃貸借料年度額	うち消費税等
平成23年3月1日～平成23年3月31日	00,000,000円	0,000,000円
平成23年4月1日～平成24年3月31日	00,000,000円	0,000,000円
平成24年4月1日～平成25年3月31日	00,000,000円	0,000,000円
平成25年4月1日～平成26年3月31日	00,000,000円	0,000,000円
平成26年4月1日～平成27年2月28日	00,000,000円	0,000,000円
契　約　総　額	00,000,000円	0,000,000円

別表３（第４条）

【機器等の保守】

(1)　保守開始日は，機器納入日からとする。

(2)　保守の日時は，甲の開庁日（日曜日，土曜日，国民の祝日に関する法律「昭和２３年法律第１７８号」に規定する休日及び１２月２９日から翌年の１月３日までの日は除く。）の８時３０分から１７時３０分までの間とする。ただし，甲が緊急な対応が必要な障害又は重大な障害が発生したと判断した場合は，この限りではない。

(3)　本契約機器等の保守業務にあたっては，甲及び甲が別途調達する運用支援・保守管理業務委託の受託者（以下「運用業務受託者」という。）との連携が必要不可欠となるので，乙は一次窓口及び体制等（日本語にて対応可能な窓口連絡先及び担当者）を確保し当該保守業務に対応すること。また，必要に応じて関係者と協議を行い, 相互の連携と協調を図り, 円滑な保守作業を実施すること。また, 協議を行った内容は議事録に取りまとめ, 甲あてに書面で提出すること。

(4)　乙は，以下のとおり甲及び運用業務受託者との基本的な役割分担を行い，保守業務に関する作業を実施すること。

作業内容	乙	甲及び 運用業務受託者
ア　機器等ハードウェアの障害発生時，該当機器の部品交換等復旧作業を行うこと。	・問題事象の確認 ・現地での部品交換，代替機の設置，起動確認 ※事象によっては，ハードウェア障害，ソフトウェア障害の切り分けが明確にできていない状況での対応もありうる。	・問題製品の切り分け，特定 ・問題解消後，サービス再開に必要となる作業（設定情報のリストア等）
イ　ソフトウェアの障害発生時，その障害発生原因を調査し，調査結果の報告及び，今後の対応方法について提示を行うこと。	・調査に必要な資料の提示 ・採取された資料の調査 ・原因及び対応方法の提示	・問題製品の切り分け，特定 ・調査に必要となる資料採取 ・対策の実施

ウ　ハードウェアのファームウェア及びソフトウェアの新バージョン等がリリースされた場合には，その最新情報をアナウンスすること。	・メール等で新バージョン等のリリースをアナウンス	―
エ　上記以外，機器等ハードウェア及びソフトウェアを運用していく上で必要となる技術サポート（Q／A対応等）を行うこと。	・受け付けた質問への調査，回答	・メール等により要求する質問の送信等
オ　その他	・甲及び運用業務受託者と協議	・乙と協議

(5)　本契約に係る機器の瑕疵担保期間は，賃貸借開始の日から１年間とし，同期間内の故障機器は無償で交換すること。また，ソフトウェアの不具合等により，導入時の設定に変更等が生じる場合においては乙が当該変更等に要する費用を負担すること。

(6)　機器保守については，以下の条件により「交換部品代を含むオンサイトサポート」とする。

ア　別表１に掲げるハードウェア機器本体もしくは部品等に故障が発生した場合は，原則として乙の担当者は，電話受付から２営業日以内に甲が指定する場所へ出向き，代替機の設置または故障部品等の交換，引取りを行うこと。

(7)　代替機は，納品時と同一機種，同一ファームウェアがインストールした状態であること。また,賃貸借期間中にファームウェアに不具合があった場合は，乙は，対応ファームウェアを無償で提供すること。

(8)　乙は，甲が故障原因の調査が必要と判断した場合は，機器のログ情報等を基に調査を行い，書面により調査結果を報告すること。

(9)　乙は，機器等の調整又は消耗品的部品の交換を行うなどの所要の保守を，甲の指示により実施すること。

(10) 乙は，機器等が故障，機能停止等の異常が発生した場合には，甲からの指示に基づき直ちに担当者を当該機器等の設置場所に派遣し，復旧すること。また，故障修理時に必要と認めた場合には，機器等の点検と調整を併せて実施するものとする。

なお，上記(2)に記載の保守の期間時間内に発生した故障等については，甲の指示から１時間以内に乙の担当者を当該機器等の設置場所に派遣するものとし，上記(2)に記載の保守の期間時間外に発生した故障等については，連絡した日の

翌日９時までに乙の担当者を当該機器等の設置場所に派遣するものとする。
(11) 乙は，上記(10)の作業終了後は，速やかに書面による作業結果報告書を作成し，その都度甲に提出すること。
(12) 乙は，上記(10)の作業でハードディスクの交換を行った場合，交換したハードディスクの内容が読み取られないよう，交換後速やかにデータの消去を行うこと。また，報告書を上記(11)の作業結果報告書とは別に作成し，甲に提出すること。
(13) 乙は，保守業務については，製造元に委託して行うものとする。また，実施に要した費用については，乙の負担とする。ただし，甲の申出により，通常の保守の範囲を超えて行った保守及び甲の故意又は過失により生じた調整，修理又は部品の交換に要した費用については，甲の負担とする。
(14) 乙が, 故障修理時又は点検, 調整時に調達機器等の部品を交換した場合には, 取り外した部品の所有権は，乙に帰属するものとする。
(15) 乙は，障害対応，保守点検等の作業を行う場合，部品等の梱包及び運搬費用を負担すること。
(16) 乙は，保守業務で生ずる梱包等の廃棄物は，責任を持って処分すること。
(17) 乙は，障害発生時の連絡先，保守及びサポート体制を明記した保守体制図を賃貸借期間開始までに甲へ提出すること。

別記

情報セキュリティに関する要求事項

（目的）

第１条　本要求事項は，新潟市の情報セキュリティ対策を徹底するために，新潟市情報セキュリティポリシーに基づき，委託業者等が遵守すべき行為及び判断等の基準を規定する。

（用語の定義）

第２条　この要求事項において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号のとおり新潟市情報セキュリティポリシーに定めるところによる。

(1)　情報資産

次の各号を情報資産という。

ア　情報ネットワークと情報システムの開発と運用に係る全ての情報及び情報ネットワークと情報システムで取り扱う全ての情報（以下「情報等」という。）

イ　アの情報が記録された紙等の有体物及び電磁的記録媒体（以下「媒体等」という。）

ウ　情報ネットワーク及び情報システム（以下「情報システム等」という。）

(2)　コンピュータウイルス

第三者のコンピュータのプログラム又はデータに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムのことであり，自己伝染機能，潜伏機能，発病機能のいずれか一つ以上を有するものをいう。

(3)　一般管理区域

施設内において職員が執務を行う区域を指し，市民等の来庁者が使用する区域は含まない。

(4)　情報セキュリティ管理区域

庁内ネットワークの基幹機器及び情報システムのサーバ等を設置し，当該機器及びサーバ等上の重要な情報資産の管理及び運用を行うため，情報セキュリティ上，特に保護管理する区域を指す。

（情報資産の適正管理）

第３条　乙は，甲から情報資産の提供等を受けた場合，その情報資産を適正に管理しなければならない。

（情報資産の適正使用）

第４条　乙は，甲から情報資産の提供等を受けた場合，その情報資産について，業務の範囲を超えて使用することがないよう，適正に使用しなければならない。

（情報資産の適正保管）

第５条　乙は，甲から情報資産の提供等を受けた場合，その情報資産について，不正なアクセスや改ざん等が行われないように適正に保管しなければならない。

（情報資産の持ち出し・配布）
第６条　乙は，甲から情報資産の提供等を受けた場合，甲が承諾した場合を除き，その情報資産を，提供等を受けた部署以外に提供等してはならない。
２　乙は，甲から提供等を受けた情報資産を搬送する場合，不正なアクセスや改ざん等から保護すると同時に，紛失等することのないよう十分に注意して取り扱わなければならない。
３　乙は，甲から提供等を受けた情報資産のうち，特に重要な情報資産を搬送する場合，暗号化等の措置をとるものとし，暗号化に用いた暗号鍵は厳格な管理を行わなければならない。
４　乙は，甲から提供等を受けた情報資産を甲の庁舎外（出先機関を含む新潟市庁舎の外部のことをいう。以下同じ）へ持ち出す必要がある場合，事前に甲の許可を受けなければならない。この場合，日時及び持ち出し先を明確にしなければならない。
（情報資産の持ち込み）
第７条　乙は，業務上必要としない情報資産を甲の庁舎内（出先機関を含む新潟市庁舎の内部のことをいう。以下同じ）へ持ち込んではならない。
２　乙は，情報資産を甲の庁舎内へ持ち込む場合には，事前に甲の許可を得なければならない。また，その際には，持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。
（情報資産の廃棄）
第８条　乙は，甲から提供等を受けた情報資産を廃棄する場合，事前に甲の許可を受けなければならない。
　また，この場合，消磁，破砕，裁断，溶解等によって，情報を復元できないよう措置を講じなければならない。
２ 乙は，甲から提供等を受けた情報資産のうち，特に重要な情報資産を廃棄する場合は，廃棄日時及び作業を行った社員を明確にしなければならない。
（機器の管理）
第９条　乙は，システムの開発や運用に必要となるコンピュータ等を甲の庁舎内に持ち込んだ場合には，コンピュータ等に管理番号シール等を貼り付ける等して所掌を明らかにしなければならない
２　乙は，コンピュータ等を甲の庁内ネットワークに接続する際には，事前に甲の情報ネットワーク管理者（IT推進課長）より許可を受けなければならない。
３　乙は，乙の作業従事者が所有するコンピュータ等を，甲の庁内ネットワークに接続してはならない。
（機器の持ち出し）
第１０条　乙は，一旦甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を，甲の庁舎外に持ち出す場合には，事前に甲の許可を得なければならない。
２　乙は，許可を受けてコンピュータ等を甲の庁舎外に持ち出す場合，業務に必要な情報以外を持ち出してはならない。

３　乙は，委託業務の終了等に伴い，甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を撤収する場合には，消磁等の方法によって情報を復元できないよう措置を講じなければならない。

（機器の持ち込み）

第１１条　乙は，業務上必要としないコンピュータ及び周辺機器（以下「コンピュータ等」という）を甲の庁舎内へ持ち込んではならない。

２　乙は，コンピュータ等を甲の庁舎内へ持ち込む場合には，事前に甲の許可を得なければならない。また，その際には，持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。

（機器の廃棄）

第１２条　乙は，甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を廃棄する場合には，消磁等の方法によって情報を復元できないよう措置を講じなければならない。

（コンピュータウイルス対策）

第１３条　乙は，コンピュータウイルス感染を防止するため，必要に応じて対策ソフトによるウイルス検査を行うものとする。このとき，電磁的記録媒体を使用してファイルを持ち出し及び持ち込む際には，特に注意してウイルス検査を行わなければならない。

（開発環境）

第１４条　乙は，情報システムの開発又はテストにおいて開発環境と本番環境を切り分けるものとする。

　ただし，開発作業による本番環境への影響が少ない場合で，甲が特に指示した場合は，この限りではない。

（試験データの取扱）

第１５条　乙は，システム開発又はテストにおいて本番データを使用する際には，事前に甲の許可を得なければならない。

（一般管理区域及び情報セキュリティ管理区域における入退室）

第１６条　乙は，一般管理区域及び情報セキュリティ管理区域（以下「一般管理区域等」という）に入室する際及び入室中には，名札を着用しなければならない。

２　乙は，特別な理由がない限り，一般管理区域等を擁する施設の最終退出者となってはならない。

（搬入出物の管理）

第１７条　乙は，一般管理区域等における，不審な物品等の持ち込み，機器故障又は災害発生を助長する物品等の持ち込みや，機器・情報の不正な持ち出しを行ってはならない。

２　乙は，情報セキュリティ管理区域における搬入出物を，業務に必要なものに限定しなければならない。

（作業体制）

第１８条　乙は，甲に作業従事者名簿を提出し，責任者及び作業従事者を明確にしな

ければならない。
（報告書・記録等の提出）
第１９条　乙は，委託業務に関する作業及び情報セキュリティ対策の実施状況について，甲に対し報告書を提出しなければならない。
２　乙は，甲の庁内ネットワーク及び甲が所掌する情報システムを使用し業務を遂行する場合，情報システムの使用記録及び障害記録を提出しなければならない。
（情報資産の授受）
第２０条　乙は，甲と情報資産の授受を行う場合には，甲が指定する管理保護策を実施しなければならない。
（教育・訓練への参加の義務）
第２１条　乙は，甲が指示する情報セキュリティ教育及び訓練に参加し，甲が定める情報セキュリティポリシー等を理解し，情報セキュリティ対策を維持・向上させなければならない。
（検査・指導）
第２２条　乙は，甲が乙の情報セキュリティ対策の実施状況を検査・指導する場合には，検査に協力するとともに指導に従わなければならない。
２　乙は，甲の庁舎外で委託業務を行う場合には，甲の情報セキュリティ水準と同等以上の水準を確保するとともに，その管理体制を甲に対し明確にしなければならない。
（事故報告）
第２３条　乙は，この契約に違反する事態が生じ，又は生ずるおそれのあることを知ったときは，速やかに甲に報告し，甲の指示に従うものとする。
（指示）
第２４条　甲は，乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策について，その内容が不適当と認められるときは，乙に対して必要な指示を行うことができる。
（契約解除及び損害賠償）
第２５条　甲は，乙がこの情報セキュリティに関する要求事項の内容に違反していると認めたときは，契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。
（疑義等の決定）
第２６条　本要求事項について疑義が生じたとき又は本要求事項に定めのない事項については，甲乙協議の上決定する。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第１条　乙は，個人情報（個人に関する情報であって，特定の個人が識別され，又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し，この契約による業務を実施するに当たっては，新潟市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し，個人の権利利益を侵害することのないよう，個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２条　乙は，この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し，又は解除された後においても，同様とする。

（収集の制限）

第３条　乙は，この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは，その業務の目的を達成するために必要な範囲内で，適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第４条　乙は，この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい，滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（利用及び提供の制限）

第５条　乙は，甲の指示がある場合を除き，この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し，又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第６条　乙は，この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し，又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第７条　乙は，この契約による業務を行うための個人情報の処理は，自ら行うものとし，甲が承諾した場合を除き，第三者にその処理を委託してはならない。

（資料等の返還等）

第８条　乙は，この契約による業務を処理するために甲から引き渡され，又は，乙自らが収集し，若しくは作成した個人情報が記録された資料等は，業務完了後直ちに甲に返還し，又は引き渡すものとする。

　ただし，甲が別に指示したときは，その指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第９条　乙は，この契約による業務に従事している者に対して，在職中及び退職後に

おいて，その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと，又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど，個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

（実地調査）

第１０条　甲は，必要があると認めるときは，乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

（事故報告）

第１１条　乙は，この契約に違反する事態が生じ，又は生ずるおそれのあることを知ったときは，速やかに甲に報告し，甲の指示に従うものとする。

（指示）

第１２条　甲は，乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について，その取扱いが不適当と認められるときは，乙に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除及び損害賠償）

第１３条　甲は，乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは，契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

インターネットシステム機器等賃貸借契約書（３者契約案）

新潟市（以下「甲」という。）と○○○○株式会社（以下「乙」という。）と△△△△株式会社（以下「丙」という。）は，乙が丙をして丙の所有するインターネットシステム機器等の賃貸借について，次の条項により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）
第１条　乙は丙をして丙所有のインターネットシステム機器等（以下「機器等」という。）を甲に賃貸し，甲はこれを賃借するものとする。なお，丙が本契約を履行しない場合，乙が責任をもってこれを履行するものとする。
(1)　機器等の名称及び数量　別表１に掲げる機器等一式
(2)　機器等の据付場所　甲の指定する場所

（賃貸借の期間）
第２条　機器等の賃貸借期間は，平成２３年３月１日から平成２７年２月２８日までとする。

（賃貸借料）
第３条　機器等の賃貸借料の契約総額は，金○○○,○○○,○○○円（うち消費税及び地方消費税○,○○○,○○○円）とする。なお，月額は別表２に定める。

（物件の引渡し）
第４条　丙から甲への物件の引渡しは，乙が，物件を甲の指定する場所に納入し，甲の検査を受けた後，第２条第１項に定める賃貸借期間の開始日をもって完了するものとする。
２　甲は，前項の検査において物件に瑕疵があった場合，直ちに書面にて乙及び丙に通知したうえ乙との間で直接解決を図るものとし，丙は瑕疵の修補については一切責任を負わないものとする。
３　前項の甲の乙及び丙に対する通知なく甲が賃貸借を開始した場合，物件は正常な性能を備えた状態で瑕疵なく引渡されたものとする。なお，引渡し完了後，物件に隠れた瑕疵が発見された場合，甲は乙との間で直接解決を図るものとし，丙は瑕疵の修補については一切責任を負わないものとする。

（機器等の維持管理及び保守等）
第５条　丙は，機器等が正常に稼動するよう，別表３で定める保守を行う。なお，保守の対象機器等は別表１のとおりとする。
２　甲は，機器等の据付場所について温度，湿度その他必要な環境を保持するとともに善良な管理者の注意をもって機器等を維持管理しなければならない。
３　丙は第１項の保守については，乙に委託して行うものとする。

（機器等の改造及び移設等）
第６条　甲は，次の各号に掲げる事項については，あらかじめ書面により丙の同意を得るものとし，甲の費用負担で乙が行うものとする。

(1)　機器等を改造する場合
(2)　機器等を移転する場合
(3)　機器等に他の機械器具を取り付ける場合

（所有機器の表示）
第７条　丙は，機器等に自らの所有に属する旨の表示をするものとする。

（契約保証金）
第８条　新潟市契約規則第３４条により契約保証金は免除する。

（譲渡又は転貸の禁止）
第９条　甲は，機器等を第三者に譲渡し，又は転貸してはならない。

（権利の譲渡の禁止）
第１０条　乙及び丙は，本契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし，あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りではない。
２　乙は，前項ただし書に基づき甲に承諾を求める場合は，譲渡の理由，譲渡の内容，そこに含まれる情報，譲渡先等を文書で提出しなければならない。

（再委託の禁止）
第１１条　乙は，本業務の一部又は全部の実施を第三者（以下「再受託者」という。）に再委託してはならない。ただし，あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りではない。
２　乙は，前項ただし書により甲に承諾を求める場合は，再委託先，再委託の内容，再委託の理由，そこに含まれる情報，その他再委託先に対する管理方法等を文書で提出しなければならない。
３　乙は，第１項ただし書により再委託する場合には，再受託者の当該事務に関する行為について，甲に対してすべての責任を負うものとする。
４　乙は，第１項ただし書により再委託する場合には，再受託者に対し，本契約で定めた事項を遵守させ，秘密保持誓約書を提出させなければならない。
５　乙は，前項により再受託者から提出された秘密保持誓約書を新潟市長に提出しなければならない。

（事故等の報告）
第１２条　乙及び丙は，本業務の実施に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは，その事故発生の帰責の如何に関わらず，直ちにその旨を甲に報告し，速やかに応急措置を加えた後，遅滞なく書面により詳細な報告並びに今後の方針案を提出しなければならない。

（甲の検査監督権）
第１３条　甲は，必要があると認める場合は，乙の作業現場の実地調査を含めた乙の作業に対する検査監督及び作業の実施に係る指示を行うことができる。
２　乙は，甲から進捗状況の提出要求，作業内容の検査実施要求，作業の実施に係る指示があった場合は，それらの要求及び指示に従わなければならない。ただし，甲は乙の個々の担当者に対する作業，スケジュール等の指示は行わない。

（情報セキュリティポリシーの内容の遵守）
第１４条　乙は，本業務を遂行するにあたり，新潟市情報セキュリティポリシーの内容を遵守するとともに，別記「情報セキュリティに関する要求事項」を遵守しなければならない。
（個人情報の保護）
第１５条　乙は，本業務を遂行するにあたり，個人情報の取扱については，別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
（秘密の保持）
第１６条　乙は，本業務の実施上知り得た情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし，次の各号の一に該当する場合はこの限りではない。本契約の終了後も同様とする。
(1)　開示を受けた際に，既に所有していたもの。
(2)　開示を受けた際に，既に公知であったもの。
(3)　開示を受けた後に，乙の責によらずに公知となったもの。
(4)　正当な権限を有する第三者から守秘義務を伴わずに適法に取得したもの。
(5)　開示を受けた情報によらずに乙が独自に開発したもの。
(6)　法令又は裁判所若しくは行政機関からの命令により開示することを義務付けられたもの。
２　乙は，本業務を実施する乙の従業員，その他の者と前項の義務を遵守させるための秘密保持契約を締結するなど必要な処置を講ずるものとする。
（情報の目的外使用の禁止）
第１７条　乙は，前条第１項の規定による本業務の実施上知り得た情報を，甲の事前の承諾なしに本業務の目的外に使用し，又は，第三者へ提供してはならない。
（履行届出書の提出）
第１８条　乙は, 本業務を完了したときは, 速やかに本業務の成果に関する報告書（以下「履行届出書」という。）を甲に提出しなければならない。
（検査）
第１９条　甲は履行届出書を受理した日から，１０日以内に本業務の成果について，検査を行うものとする。また，検査の結果は，速やかに乙に通知するものとする。
２　乙は，本業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは，甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては前条及び前項の定めを準用する。
３　第１項（前項後段において準用する場合を含む）の検査（以下「検査」という。），及び前項の補正に要する費用は，すべて乙の負担とする。
（賃貸借料の請求及び支払い）
第２０条　丙は，毎月１０日までに前月分の賃貸料の支払請求書を甲に提出するものとする。
２　甲は，前項の定めにより丙の提出する適正な支払請求書を受理したときは，その

日から３０日以内に賃借料を丙に支払うものとする。

（瑕疵担保責任）

第２１条　契約目的物に瑕疵があるときは，甲は，乙並びに丙に対して相当の期限を定めてその瑕疵の補正を請求し，又は補正に代え若しくは補正とともに損害賠償を請求することができる。

２　前項の規定による瑕疵の補正又は損害賠償の請求は，引渡しを受けた日から１年以内に，これを行わなければならない。

（予算の減額又は削除に伴う解除等）

第２２条　本契約は，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定による長期継続契約であるため，本契約締結日の属する年度の翌年度以降において，歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合，甲は，本契約を変更又は解除することができる。

２　甲は，前項の場合には，本契約を変更又は解除しようとする２ヶ月前までに，乙並びに丙に通知しなければならない。

３　第１項の定めにより本契約の変更又は解除しようとする場合における必要な事項については，甲乙丙協議の上決定する。

（契約解除）

第２３条　甲は，前条の定めによらず，乙又は丙に次の各号に掲げる事由の一が生じたときには，何らの催告なく直ちに本契約を解除することができる。

(1)　重大な過失若しくは背信行為があったとき。

(2)　支払いの停止があったとき，又は，仮差押，差押，競売，破産手続き開始，民事再生手続き開始，会社更生手続き開始，若しくは特別清算開始の申し立てを受けたとき。

(3)　手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(4)　公租公課の滞納処分を受けたとき。

２　甲，乙並びに丙は，相手方の債務不履行が催告後１か月を過ぎても是正されないときは，本契約を解除することができる。

３ 乙は，前２項の定めによる本契約の解除により損害を受けた場合においても，甲に対してその損害を請求できないものとする。

（機器の引取り等）

第２４条　丙は，本契約が賃貸借期間の満了による終了，前２条の定めにより本契約が変更又は解除された場合には，機器等を速やかに引き取るものとする。

２　甲は，前項の引き取りに際しては，機器等に取り付けた他の機械器具を取り外す等，機器等を原状に回復するものとする。

３　丙は，第１項に定める機器の引き取りについては，乙に委託するものとする。

（損害賠償）

第２５条　甲は，乙並びに丙の本業務の結果に関し，乙並びに丙に対し乙並びに丙の責に帰すべき事由により直接の結果として現実に被った通常の損害（補正しないこ

とによる損害を含む）に限り，損害賠償請求をすることができる。
２　前項の損害賠償請求は，検査合格の日から５年以内に，又は検査に合格していない場合は本契約を締結した日から５年以内に行わなければ，甲は請求権を行使することができない。
（費用の負担）
第２６条　本契約の締結に要する費用は丙の負担とする。
（合意管轄裁判所）
第２７条　本契約に係る訴訟は，甲の本庁所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。
(疑義等の決定)
第２８条　本契約について疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項については，甲乙丙協議の上決定する。

本契約を証するため本書３通を作成し，甲乙丙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲　新潟市中央区学校町通１番町６０２番地１
新 潟 市
代表者 新潟市長 篠 田 昭

乙　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇 〇 〇 〇

丙　△△△△△△△△△△△△
△△△△株式会社
代表取締役社長 △ △ △ △

別表１（第１条，第５条）

（省略）

別表２（第３条）

月額は，金○,○○○,○○○円（うち消費税及び地方消費税○○○,○○○円）とする。ただし，当該金額に４８を乗じた金額と契約総額との差額については，最終実績月の平成２７年２月分で調整することとする。なお，契約総額の内訳については以下のとおりとする。

期　　　　　間	賃貸借料年度額	うち消費税等
平成23年3月1日～平成23年3月31日	00,000,000円	0,000,000円
平成23年4月1日～平成24年3月31日	00,000,000円	0,000,000円
平成24年4月1日～平成25年3月31日	00,000,000円	0,000,000円
平成25年4月1日～平成26年3月31日	00,000,000円	0,000,000円
平成26年4月1日～平成27年2月28日	00,000,000円	0,000,000円
契　約　総　額	00,000,000円	0,000,000円

別表３（第５条）

【機器等の保守】

(1)　保守開始日は，機器納入日からとする。
(2)　保守の日時は，甲の開庁日（日曜日，土曜日，国民の祝日に関する法律「昭和２３年法律第１７８号」に規定する休日及び１２月２９日から翌年の１月３日までの日は除く。）の８時３０分から１７時３０分までの間とする。ただし，甲が緊急な対応が必要な障害又は重大な障害が発生したと判断した場合は，この限りではない。
(3)　本契約機器等の保守業務にあたっては，甲及び甲が別途調達する運用支援・保守管理業務委託の受託者（以下「運用業務受託者」という。）との連携が必要不可欠となるので，丙は一次窓口及び体制等（日本語にて対応可能な窓口連絡先及び担当者）を確保し当該保守業務に対応すること。また，必要に応じて関係者と協議を行い, 相互の連携と協調を図り, 円滑な保守作業を実施すること。また, 協議を行った内容は議事録に取りまとめ, 甲あてに書面で提出すること。
(4)　丙は，以下のとおり甲及び運用業務受託者との基本的な役割分担を行い，保守業務に関する作業を実施すること。

作業内容	丙	甲及び 運用業務受託者
ア　機器等ハードウェアの障害発生時，該当機器の部品交換等復旧作業を行うこと。	・問題事象の確認 ・現地での部品交換，代替機の設置，起動確認 ※事象によっては，ハードウェア障害，ソフトウェア障害の切り分けが明確にできていない状況での対応もありうる。	・問題製品の切り分け，特定 ・問題解消後，サービス再開に必要となる作業（設定情報のリストア等）
イ　ソフトウェアの障害発生時，その障害発生原因を調査し，調査結果の報告及び，今後の対応方法について提示を行うこと。	・調査に必要な資料の提示 ・採取された資料の調査 ・原因及び対応方法の提示	・問題製品の切り分け，特定 ・調査に必要となる資料採取 ・対策の実施

ウ　ハードウェアのファームウェア及びソフトウェアの新バージョン等がリリースされた場合には，その最新情報をアナウンスすること。	・メール等で新バージョン等のリリースをアナウンス	－
エ　上記以外，機器等ハードウェア及びソフトウェアを運用していく上で必要となる技術サポート（Q／A対応等）を行うこと。	・受け付けた質問への調査，回答	・メール等により要求する質問の送信等
オ　その他	・甲及び運用業務受託者と協議	・丙と協議

(5)　本契約に係る機器の瑕疵担保期間は，賃貸借開始の日から１年間とし，同期間内の故障機器は無償で交換すること。また，ソフトウェアの不具合等により，導入時の設定に変更等が生じる場合においては丙が当該変更等に要する費用を負担すること。

(6)　機器保守については，以下の条件により「交換部品代を含むオンサイトサポート」とする。

ア　別表１に掲げるハードウェア機器本体もしくは部品等に故障が発生した場合は，原則として丙の担当者は，電話受付から２営業日以内に甲が指定する場所へ出向き，代替機の設置または故障部品等の交換，引取りを行うこと。

(7)　代替機は，納品時と同一機種，同一ファームウェアがインストールした状態であること。また,賃貸借期間中にファームウェアに不具合があった場合は，丙は，対応ファームウェアを無償で提供すること。

(8)　丙は，甲が故障原因の調査が必要と判断した場合は，機器のログ情報等を基に調査を行い，書面により調査結果を報告すること。

(9)　丙は，機器等の調整又は消耗品的部品の交換を行うなどの所要の保守を，甲の指示により実施すること。

(10)　丙は，機器等が故障，機能停止等の異常が発生した場合には，甲からの指示に基づき直ちに担当者を当該機器等の設置場所に派遣し，復旧すること。また，故障修理時に必要と認めた場合には，機器等の点検と調整を併せて実施するものとする。

なお，上記(2)に記載の保守の期間時間内に発生した故障等については，甲の指示から１時間以内に丙の担当者を当該機器等の設置場所に派遣するものとし，上記(2)に記載の保守の期間時間外に発生した故障等については，連絡した日の

翌日９時までに丙の担当者を当該機器等の設置場所に派遣するものとする。

(11) 丙は，上記(10)の作業終了後は，速やかに書面による作業結果報告書を作成し，その都度甲に提出すること。

(12) 丙は，上記(10)の作業でハードディスクの交換を行った場合，交換したハードディスクの内容が読み取られないよう，交換後速やかにデータの消去を行うこと。また，報告書を上記(11)の作業結果報告書とは別に作成し，甲に提出すること。

(13) 丙は，保守業務については，製造元に委託して行うものとする。また，実施に要した費用については，丙の負担とする。ただし，甲の申出により，通常の保守の範囲を超えて行った保守及び甲の故意又は過失により生じた調整，修理又は部品の交換に要した費用については，甲の負担とする。

(14) 丙が, 故障修理時又は点検, 調整時に調達機器等の部品を交換した場合には, 取り外した部品の所有権は，丙に帰属するものとする。

(15) 丙は，障害対応，保守点検等の作業を行う場合，部品等の梱包及び運搬費用を負担すること。

(16) 丙は，保守業務で生ずる梱包等の廃棄物は，責任を持って処分すること。

(17) 丙は，障害発生時の連絡先，保守及びサポート体制を明記した保守体制図を賃貸借期間開始までに甲へ提出すること。

別記

情報セキュリティに関する要求事項

（目的）

第１条　本要求事項は，新潟市の情報セキュリティ対策を徹底するために，新潟市情報セキュリティポリシーに基づき，委託業者等が遵守すべき行為及び判断等の基準を規定する。

（用語の定義）

第２条　この要求事項において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号のとおり新潟市情報セキュリティポリシーに定めるところによる。

(1)　情報資産

次の各号を情報資産という。

ア　情報ネットワークと情報システムの開発と運用に係る全ての情報及び情報ネットワークと情報システムで取り扱う全ての情報（以下「情報等」という。）

イ　アの情報が記録された紙等の有体物及び電磁的記録媒体（以下「媒体等」という。）

ウ　情報ネットワーク及び情報システム（以下「情報システム等」という。）

(2)　コンピュータウイルス

第三者のコンピュータのプログラム又はデータに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムのことであり，自己伝染機能，潜伏機能，発病機能のいずれか一つ以上を有するものをいう。

(3)　一般管理区域

施設内において職員が執務を行う区域を指し，市民等の来庁者が使用する区域は含まない。

(4)　情報セキュリティ管理区域

庁内ネットワークの基幹機器及び情報システムのサーバ等を設置し，当該機器及びサーバ等上の重要な情報資産の管理及び運用を行うため，情報セキュリティ上，特に保護管理する区域を指す。

（情報資産の適正管理）

第３条　乙は，甲から情報資産の提供等を受けた場合，その情報資産を適正に管理しなければならない。

（情報資産の適正使用）

第４条　乙は，甲から情報資産の提供等を受けた場合，その情報資産について，業務の範囲を超えて使用することがないよう，適正に使用しなければならない。

（情報資産の適正保管）

第５条　乙は，甲から情報資産の提供等を受けた場合，その情報資産について，不正なアクセスや改ざん等が行われないように適正に保管しなければならない。

（情報資産の持ち出し・配布）
第６条　乙は，甲から情報資産の提供等を受けた場合，甲が承諾した場合を除き，その情報資産を，提供等を受けた部署以外に提供等してはならない。
２　乙は，甲から提供等を受けた情報資産を搬送する場合，不正なアクセスや改ざん等から保護すると同時に，紛失等することのないよう十分に注意して取り扱わなければならない。
３　乙は，甲から提供等を受けた情報資産のうち，特に重要な情報資産を搬送する場合，暗号化等の措置をとるものとし，暗号化に用いた暗号鍵は厳格な管理を行わなければならない。
４　乙は，甲から提供等を受けた情報資産を甲の庁舎外（出先機関を含む新潟市庁舎の外部のことをいう。以下同じ）へ持ち出す必要がある場合，事前に甲の許可を受けなければならない。この場合，日時及び持ち出し先を明確にしなければならない。
（情報資産の持ち込み）
第７条　乙は，業務上必要としない情報資産を甲の庁舎内（出先機関を含む新潟市庁舎の内部のことをいう。以下同じ）へ持ち込んではならない。
２　乙は，情報資産を甲の庁舎内へ持ち込む場合には，事前に甲の許可を得なければならない。また，その際には，持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。
（情報資産の廃棄）
第８条　乙は，甲から提供等を受けた情報資産を廃棄する場合，事前に甲の許可を受けなければならない。
　また，この場合，消磁，破砕，裁断，溶解等によって，情報を復元できないよう措置を講じなければならない。
２ 乙は，甲から提供等を受けた情報資産のうち，特に重要な情報資産を廃棄する場合は，廃棄日時及び作業を行った社員を明確にしなければならない。
（機器の管理）
第９条　乙は，システムの開発や運用に必要となるコンピュータ等を甲の庁舎内に持ち込んだ場合には，コンピュータ等に管理番号シール等を貼り付ける等して所掌を明らかにしなければならない
２　乙は，コンピュータ等を甲の庁内ネットワークに接続する際には，事前に甲の情報ネットワーク管理者（IT推進課長）より許可を受けなければならない。
３　乙は，乙の作業従事者が所有するコンピュータ等を，甲の庁内ネットワークに接続してはならない。
（機器の持ち出し）
第１０条　乙は，一旦甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を，甲の庁舎外に持ち出す場合には，事前に甲の許可を得なければならない。
２　乙は，許可を受けてコンピュータ等を甲の庁舎外に持ち出す場合，業務に必要な情報以外を持ち出してはならない。

３　乙は，委託業務の終了等に伴い，甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を撤収する場合には，消磁等の方法によって情報を復元できないよう措置を講じなければならない。

（機器の持ち込み）

第１１条　乙は，業務上必要としないコンピュータ及び周辺機器（以下「コンピュータ等」という）を甲の庁舎内へ持ち込んではならない。

２　乙は，コンピュータ等を甲の庁舎内へ持ち込む場合には，事前に甲の許可を得なければならない。また，その際には，持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。

（機器の廃棄）

第１２条　乙は，甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を廃棄する場合には，消磁等の方法によって情報を復元できないよう措置を講じなければならない。

（コンピュータウイルス対策）

第１３条　乙は，コンピュータウイルス感染を防止するため，必要に応じて対策ソフトによるウイルス検査を行うものとする。このとき，電磁的記録媒体を使用してファイルを持ち出し及び持ち込む際には，特に注意してウイルス検査を行わなければならない。

（開発環境）

第１４条　乙は，情報システムの開発又はテストにおいて開発環境と本番環境を切り分けるものとする。

　ただし，開発作業による本番環境への影響が少ない場合で，甲が特に指示した場合は，この限りではない。

（試験データの取扱）

第１５条　乙は，システム開発又はテストにおいて本番データを使用する際には，事前に甲の許可を得なければならない。

（一般管理区域及び情報セキュリティ管理区域における入退室）

第１６条　乙は，一般管理区域及び情報セキュリティ管理区域（以下「一般管理区域等」という）に入室する際及び入室中には，名札を着用しなければならない。

２　乙は，特別な理由がない限り，一般管理区域等を擁する施設の最終退出者となってはならない。

（搬入出物の管理）

第１７条　乙は，一般管理区域等における，不審な物品等の持ち込み，機器故障又は災害発生を助長する物品等の持ち込みや，機器・情報の不正な持ち出しを行ってはならない。

２　乙は，情報セキュリティ管理区域における搬入出物を，業務に必要なものに限定しなければならない。

（作業体制）

第１８条　乙は，甲に作業従事者名簿を提出し，責任者及び作業従事者を明確にしな

ければならない。

（報告書・記録等の提出）

第１９条　乙は，委託業務に関する作業及び情報セキュリティ対策の実施状況について，甲に対し報告書を提出しなければならない。

２　乙は，甲の庁内ネットワーク及び甲が所掌する情報システムを使用し業務を遂行する場合，情報システムの使用記録及び障害記録を提出しなければならない。

（情報資産の授受）

第２０条　乙は，甲と情報資産の授受を行う場合には，甲が指定する管理保護策を実施しなければならない。

（教育・訓練への参加の義務）

第２１条　乙は，甲が指示する情報セキュリティ教育及び訓練に参加し，甲が定める情報セキュリティポリシー等を理解し，情報セキュリティ対策を維持・向上させなければならない。

（検査・指導）

第２２条　乙は，甲が乙の情報セキュリティ対策の実施状況を検査・指導する場合には，検査に協力するとともに指導に従わなければならない。

２　乙は，甲の庁舎外で委託業務を行う場合には，甲の情報セキュリティ水準と同等以上の水準を確保するとともに，その管理体制を甲に対し明確にしなければならない。

（事故報告）

第２３条　乙は，この契約に違反する事態が生じ，又は生ずるおそれのあることを知ったときは，速やかに甲に報告し，甲の指示に従うものとする。

（指示）

第２４条　甲は，乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策について，その内容が不適当と認められるときは，乙に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除及び損害賠償）

第２５条　甲は，乙がこの情報セキュリティに関する要求事項の内容に違反していると認めたときは，契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

（疑義等の決定）

第２６条　本要求事項について疑義が生じたとき又は本要求事項に定めのない事項については，甲乙協議の上決定する。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第１条　乙は，個人情報（個人に関する情報であって，特定の個人が識別され，又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し，この契約による業務を実施するに当たっては，新潟市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し，個人の権利利益を侵害することのないよう，個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２条　乙は，この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し，又は解除された後においても，同様とする。

（収集の制限）

第３条　乙は，この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは，その業務の目的を達成するために必要な範囲内で，適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第４条　乙は，この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい，滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（利用及び提供の制限）

第５条　乙は，甲の指示がある場合を除き，この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し，又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第６条　乙は，この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し，又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第７条　乙は，この契約による業務を行うための個人情報の処理は，自ら行うものとし，甲が承諾した場合を除き，第三者にその処理を委託してはならない。

（資料等の返還等）

第８条　乙は，この契約による業務を処理するために甲から引き渡され，又は，乙自らが収集し，若しくは作成した個人情報が記録された資料等は，業務完了後直ちに甲に返還し，又は引き渡すものとする。

　ただし，甲が別に指示したときは，その指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第９条　乙は，この契約による業務に従事している者に対して，在職中及び退職後に

おいて，その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと，又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど，個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

（実地調査）

第１０条　甲は，必要があると認めるときは，乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

（事故報告）

第１１条　乙は，この契約に違反する事態が生じ，又は生ずるおそれのあることを知ったときは，速やかに甲に報告し，甲の指示に従うものとする。

（指示）

第１２条　甲は，乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について，その取扱いが不適当と認められるときは，乙に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除及び損害賠償）

第１３条　甲は，乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは，契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。